

新型コロナウイルス（メッセンジャーRNA）ワクチンについて（一部改変）

日本産科婦人科医会
日本産婦人科感染症学会
令和3年6月17日

妊婦さんならびに妊娠を希望する方への接種については、すでに多くの接種経験のある海外の妊婦に対するワクチン接種に関する情報では、妊娠初期を含め妊婦さんとおなかの赤ちゃん双方を守るとされています。また、お母さんや赤ちゃんに何らかの重篤な合併症が発生したとする報告もありません。したがって日本においても、妊婦さんや妊娠を希望する方もワクチンを接種することが出来ます。

妊娠中の方は妊婦健診を通常通り受けていただき、産婦人科施設以外で接種を受ける場合は、その前にかかりつけ医にワクチン接種の適否に関してご相談ください。

- ◆妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に後期の感染ではわずかですが重症化しやすいとされています。
- ◆一般に、このワクチンを接種することのメリットが、デメリットを上回ると考えられていますので、特に感染の多い地域にお住まいの方、感染のリスクの高い医療従事者等や、糖尿病、高血圧、気管支喘息などの基礎疾患を合併している方は、ぜひ接種をご検討ください。
- ◆副反応に関し、妊婦さんと一般の人に差はありませんが、発熱した場合には早めに解熱鎮痛剤を服用するようにしてください。アセトアミノフェンは内服して頂いて問題ありませんので、頭痛がある場合も内服してください。
- ◆新型コロナワクチン接種の予診票には、「現在妊娠している可能性はありますか」という質問がありますので、「はい」にチェックし、あらかじめ健診先の医師に接種の相談をしておきましょう。接種してよといわれていれば、その旨を接種会場の問診医に伝えて、接種を受けてください。
- ◆妊娠中の方は、里帰り先など住民票と異なる居住地で接種を受ける場合でも「住所地外接種届」の提出は不要です（「基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合」に準じた対応が可能です）。
- ◆予定された2回のワクチンを接種しても、これまでと同様に感染予防策（適切なマスク使用、手洗い、人混みを避けるなど）は続けてください。
- ◆妊娠を希望される女性は、可能であれば妊娠前に接種を受けるようにする（接種後避妊の必要はない）。

～当院の見解～

5月に学会から公表された文書では、「器官形成期（妊娠12週まで）は、偶発的な胎児の異常の発生との識別に関する混乱を招く恐れがあるため、ワクチン接種を避ける」とありましたが、今回はその記載がなくなりました。妊娠を急ぎ、かつワクチン接種も希望する場合には、ともに計画をすすめ、妊娠が判明した初期に接種を行うことも可能です。心配な場合は、接種後の妊娠を目指すか、妊娠して12週以降に接種を行うという選択肢もあります。ご質問がありましたら、診察時に医師にご相談下さい。積極的なワクチン接種とともに、引き続き、感染予防策の徹底をお願い致します。